

議案第24号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月27日提出

上越市長 小 菅 淳 一

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和47年上越市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「531,000円」を「545,900円」に改め、同条第2号中「469,800円」を「483,000円」に改め、同条第3号中「442,100円」を「454,500円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。